二　認定連結親法人事業年度等の開始の日から当該適用年度終了の日までの期間の月数が三十六でない場合（前号に掲げる場合を除く。）　当該連結親法人又はその連結子法人で当該計画の認定を受けたものの当該適用年度の地方事業所特別基準雇用者数は、当該地方事業所特別基準雇用者数に当該適用年度に係る連結親法人事業年度開始の日から当該認定連結親法人事業年度等の開始の日以後三年を経過する日までの期間の月数を乗じてこれを当該連結親法人事業年度の月数で除して計算した数とする。

17　第十項から第十三項まで及び前項の月数は、暦に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。

18　法第六十八条の十五の三第一項から第三項までの規定の適用を受けようとする連結親法人又はその連結子法人がこれらの規定の適用を受けようとする連結事業年度開始の日の一年前の日から当該連結事業年度終了の日までの間に行われた合併、分割、現物出資又は現物分配（現物分配が残余財産の全部の分配である場合には、当該連結事業年度開始の日の一年前の日の前日から当該連結事業年度終了の日の前日までの期間内においてその残余財産が確定したもの）に係る合併法人又は分割承継法人等に該当する場合には、同条第七項に規定する離職者がいないかどうかの判定については、次に掲げる連結事業年度は、当該連結親法人又はその連結子法人の当該開始の日前一年以内に開始した連結事業年度とみなす。

一　当該合併、分割若しくは現物出資（法人を設立するものを除く。）又は現物分配に係る被合併法人又は分割法人等の基準日から当該合併、分割、現物出資又は現物分配の日（現物分配が残余財産の全部の分配である場合には、その残余財産の確定の日の翌日）の前日（当該分割、現物出資又は現物分配の日が当該開始の日後である場合には、同日の前日）までの期間内の日を含む各連結事業年度（当該期間内の日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該事業年度）

二　当該合併、分割又は現物出資（法人を設立するものに限る。以下この号において「合併等」という。）に係る被合併法人、分割法人又は現物出資法人のうち、当該合併等の直前の時における資本金の額又は出資金の額が最も多いもの（以下この号において「基準法人」という。）の当該合併等の日前に終了した連結事業年度（当該合併等の日前に終了した事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該事業年度）及び当該基準法人である分割法人又は現物出資法人の当該分割又は現物出資の日を含む連結事業年度（当該分割又は現物出資の日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該事業年度）開始の日から当該分割又は現物出資の日の前日までの期間を当該合併等に係る合併法人、分割承継法人又は被現物出資法人の当該合併等の日前の各連結事業年度とみなした場合に基準日となる日から当該合併等の日の前日までの期間内の日を含む当該被合併法人、分割法人又は現物出資法人の各連結事業年度（当該期間内の日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該事業年度）

19　連結法人が法第六十八条の十五の三第三項に規定する地方活力向上地域特定業務施設整備計画（以下この項において「地方活力向上地域特定業務施設整備計画」という。）につき同条第三項の規定の適用を受ける場合には、当該地方活力向上地域特定業務施設整備計画につき同項の規定の適用を受ける連結事業年度の連結確定申告書等に当該地方活力向上地域特定業務施設整備計画について地域再生法第十七条の二第三項の認定を受けた日以後に終了する各連結事業年度が当該連結親法人及びその各連結子法人の基準雇用者数の合計又は地方事業所基準雇用者数（法第六十八条の十五の三第五項第五号に規定する地方事業所基準雇用者数をいう。以下この項及び次項において同じ。）の合計が零に満たない連結事業年度に該当しないこと（法第六十八条の十五の三第三項各号に掲げる連結法人がある場合には、当該連結法人の地方活力向上地域特定業務施設整備計画について地域再生法第十七条の二第三項の認定を受けた日以後に終了する各連結事業年度が当該連結法人の基準雇用者数又は地方事業所基準雇用者数が零に満たない連結事業年度（同日以後に終了する連結事業年度に該当しない事業年度にあつては、当該事業年度を連結事業年度に該当する事業年度とみなした場合における当該連結法人の基準雇用者数又は地方事業所基準雇用者数が零に満たない事業年度）に該当しないことを含む。）を証する財務省令で定める書類を添付しなければならない。

20　法第六十八条の十五の三第十項の規定により読み替えて適用される法人税法第八十一条の十八第一項各号列記以外の部分に規定する政令で定める金額及び法第六十八条の十五の三第十項の規定により読み替えて適用される地方法人税法第十五条第一項各号列記以外の部分に規定する政令で定める金額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額とする。

一　法第六十八条の十五の三第一項の規定の適用を受けた場合　同項の規定により当該適用年度の連結所得に対する調整前連結税額から控除された金額にイに掲げる数がロに掲げる数のうちに占める割合を乗じて計算した金額

イ　当該連結親法人又は当該適用年度終了の時において当該連結親法人による連結完全支配関係にある各連結子法人（法第六十八条の十五の三第二項に規定する認定事業者（次号において「認定事業者」という。）であるものに限る。ロにおいて同じ。）の当該適用年度の地方事業所基準雇用者数（当該地方事業所基準雇用者数が零に満たない場合には、零。ロにおいて同じ。）

ロ　当該連結親法人の当該適用年度の地方事業所基準雇用者数及び当該各連結子法人の当該適用年度の地方事業所基準雇用者数を合計した数

二　法第六十八条の十五の三第二項の規定の適用を受けた場合　同項の規定により当該適用年度の連結所得に対する調整前連結税額から控除された金額にイに掲げる数がロに掲げる数のうちに占める割合を乗じて計算した金額

イ　当該連結親法人又は当該適用年度終了の時において当該連結親法人による連結完全支配関係にある各連結子法人（法第六十八条の十五の三第二項に規定する認定事業者（次号において「認定事業者」という。）であるものに限る。ロにおいて同じ。）の当該適用年度の地方事業所基準雇用者数（当該地方事業所基準雇用者数が零に満たない場合には、零。ロにおいて同じ。）

ロ　当該連結親法人の当該適用年度の地方事業所基準雇用者数及び当該各連結子法人の当該適用年度の地方事業所基準雇用者数を合計した数

三　法第六十八条の十五の三第三項の規定の適用を受けた場合　同項の規定により当該適用年度の連結所得に対する調整前連結税額から控除された金額にイに掲げる数がロに掲げる数のうちに占める割合を乗じて計算した金額

イ　当該連結親法人又は当該適用年度終了の時において当該連結親法人による連結完全支配関係にある各連結子法人（認定事業者であるものに限る。ロにおいて同じ。）の当該適用年度の地方事業所特別基準雇用者数（当該地方事業所特別基準雇用者数が零に満たない場合には、零。ロにおいて同じ。）

ロ　当該連結親法人の当該適用年度の地方事業所特別基準雇用者数及び当該各連結子法人の当該適用年度の地方事業所特別基準雇用者数を合計した数

第三十九条の四十五の二　法第六十八条の十五の二第一項に規定する政令で定める規模のものは、一の建物及びその附属設備並びに構築物の取得価額（法人税法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合における法人税法施行令第五十四条第一項各号の規定により計算した取得価額をいう。）の合計額が二千万円（法第六十八条の九第六項第四号に規定する中小連結法人にあつては、千万円）以上のものとする。

（地方活力向上地域において特定建物等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）

第三十九条の四十五の二の次に次の一条を加える。

第三十九条の四十五の二を第三十九条の四十五の三とする。